

《60歳以上の労働者の死亡災害発生率（危険度）は若者の**3.6倍**です》

《50歳以上の労働者が全死亡災害の**56%**を占めています》

わが国は急速に高齢社会に移行しつつあり、総務省統計局の労働力調査によると、平成25年の就業者（雇業者、自営業者、家族従業者）数6,311万人の内、50歳以上の就業者数は2,444万人で約4割を占めています。改正高齢者雇用安定法が平成25年4月1日に施行され、高年齢の就業者は今後さらに増えることが見込まれ、高年齢労働者の労働災害防止は重要な課題です。

1、高年齢労働者の労働災害の現状

労働災害は50歳を過ぎると急に増加する傾向にあります。厚生労働省の「第12次労働災害防止計画」によると、平成22年の年代別の労働災害被災者数及びその発生率は表1に示す通りで、50歳代以降の発生率が急が高くなっています。死傷災害（休業4日以上）の発生千人率は20歳代の1.68に比べ、50歳代では2.56で1.5倍、60歳以上では3.08で1.8倍となっています。

特に死亡災害は50歳代以降で急増しており、死亡災害の発生万人率は20歳代の0.13に比べ、50歳代では0.27で2.1倍、60歳以上では0.47で3.6倍にもなっています。図1に20歳代の死亡災害発生率を1とした場合の年代別死亡災害発生倍率を棒グラフで示します。また年代別死亡者数の割合は、図2の円グラフで示すように、50歳以上が全死亡者の56%を占めています。

表1 年代別の労働災害被災者数及び発生率（平成22年）

	19歳以下	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	合計
雇業者数	80万人	982万人	1,309万人	1,236万人	1,102万人	754万人	5,463万人
死傷者数 (発生千人率)	2,357人 (2.95)	16,542人 (1.68)	23,017人 (1.76)	23,414人 (1.89)	28,178人 (2.56)	23,225人 (3.08)	116,733人 (2.14)
死亡者数 (発生万人率)	18人 (0.23)	127人 (0.13)	185人 (0.14)	191人 (0.15)	302人 (0.27)	357人 (0.47)	1,180人 (0.22)

(厚生労働省 第12次労働災害防止計画 (出典：平成22年労働力調査、労働者死傷病報告))

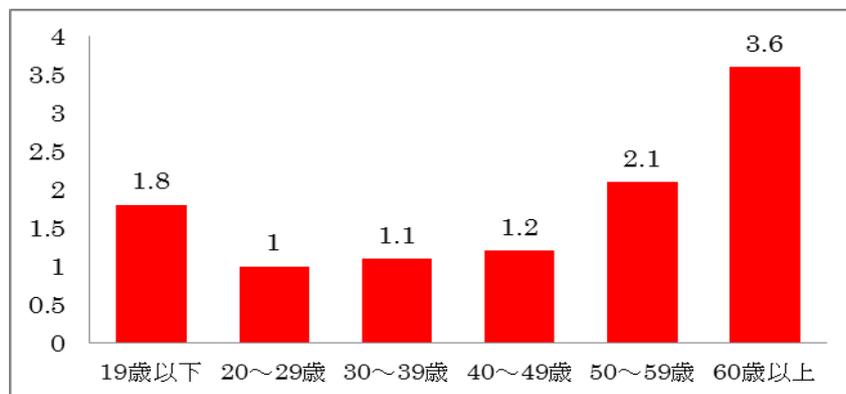


図1 20歳代を1とした年代別死亡災害発生倍率

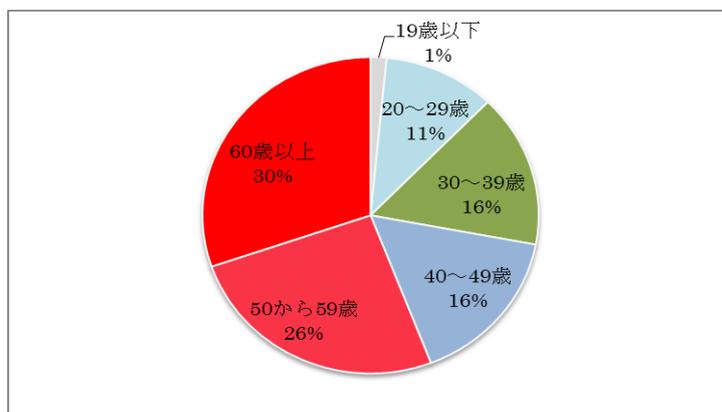


図2 年代別死亡者数の割合

2、高年齢労働者の労働災害の特徴

- (1) 加齢による身体機能の低下が原因の労働災害が増えています。(財)労働科学研究所によると、55歳～59歳の身体機能は20歳～24歳と比べて、平衡機能48%、薄明順応36%、視力63%、瞬発反応71%などと大きく低下しています。そのため高年齢労働者は、転倒災害と墜落・転落災害が多く、中災防発行の「平成26年度安全の指標」によると平成22年の製造業では、50歳以上の労働者が、転倒災害の死傷者の62%、墜落・転落災害の死傷者の53%を占めています。
- (2) 高年齢労働者は自分の身体機能の低下を軽く見る傾向にあります。
- (3) 同じ労働災害に遭遇しても高年齢労働者は、若者に比べ重篤となり、休業日数も長くなる傾向にあります。
- (4) 高年齢労働者は高血圧などの基礎疾患を有する割合が高く、勤務中の急な体調不良が労働災害につながる場合があります。

3、高年齢労働者の労働災害防止対策

以上述べた高年齢労働者の労働災害の現状、特徴を踏まえ、次のような高年齢労働者の労働災害防止対策が求められます。

- (1) 墜落・転落防止対策
 - ・階段の蹴上げを小さくし、踏み面を広くし、滑り止めを取り付けるなど昇降設備を改善する。
 - ・高所作業では安全な作業床、手すりを設置する。
 - ・脚立や移動はしごはできるだけ避け、高所作業台（車）を活用する。
- (2) 転倒防止対策
 - ・通路や作業場所の4S（整理、整頓、清潔、清掃）を徹底する。
 - ・通路や作業場所の段差をなくす。
 - ・通路や作業場所の照明を明るくする。
 - ・通路や作業場所の滑りやすい個所に滑り止めを施す。
 - ・滑りやすい場所で作業する場合には、その場所に合った耐滑性能を有する靴を着用する。
- (3) 重量物取扱い方法の改善
 - ・人力による運搬に適した大きさや重さになるよう運搬物を設定する。また、台車等を活用する。
 - ・足場材、型枠材、工具等の軽量化を図る。
 - ・重量物の持ち上げについて高年齢労働者に配慮した基準を策定し、その基準を超えないようにする。また、取扱い重量物には重量表示をする。
- (4) 高年齢労働者の労働災害防止の観点から安全衛生管理を見直す。
 - ・高年齢労働者の労働災害防止を意識して安全衛生管理規程等の改善を図る。

- ・高年齢労働者向けの作業標準を作成する。
- ・繰り返して安全衛生教育及び訓練を実施する。
- ・高年齢労働者は自身の身体機能が低下していること、若者に比べ格段に労働災害が多いことを認識させる。
- ・高年齢労働者の心身、健康状態に配慮した勤務形態、作業内容とする。
- ・定期健康診断の結果に基づく適切な事後措置を行う。
- ・転倒災害、墜落・転落災害を起こしにくい体作りの指導をする。

(例：閉眼片足立ちの訓練、スクワットなどで体の不安定状態を改善)

以上高年齢労働者の労働災害防止について概要を述べましたが、詳しくは下記のガイドライン、マニュアル、調査研究報告書等を参考にして、高年齢労働者の労働災害防止に努めてください。

- ・高年齢化時代の安全・衛生（災害防止のためのガイドライン） 東京労働局
- ・高年齢労働者に配慮した職場改善マニュアル（チェックリストと職場改善事項） 厚生労働省
- ・高年齢労働者の身体的特性の変化による災害リスク低減推進事業に係る調査研究報告書
中央労働災害防止協会

厚生労働省が策定した「第12次労働災害防止計画」では、平成29年度までに平成24年度と比較して、労働災害による死亡者の数、休業4日以上死傷者の数をそれぞれ15パーセント以上減少させることを目標としています。その目標を達成するためには、就業者数の4割を占める高年齢労働者の多発する労働災害をいかに減少させるかが重要な課題です。

終わりに日本転倒予防学会の募集した川柳を紹介します。

“つまずきは老化を知らせるSOS”

おととととと…老化sos !



以上

《日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部／東京技能者協会》